

公立大学法人大阪無期雇用教職員給与規程

制 定 令和4.3.31 規程 365

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則(以下「無期雇用教職員就業規則」という。)第2条に規定する無期雇用教職員(以下「無期雇用教職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(再雇用者の給与)

第2条 無期雇用教職員就業規則第4条による再雇用者の給与については、再雇用される直前に支給された給料月額とする。

(準用)

第3条 無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)の適用を受ける者の例による。

- 2 無期雇用教職員就業規則第4条により再雇用された無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程及び公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程の廃止)

- 2 大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程(平成31年規程第85号)は、廃止する。

(定義)

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 府大無期雇用教職員等就業規則 大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則をいう。
 - (2) 府大無期雇用教職員給与規程 大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程をいう。
 - (3) 市大特定有期雇用教職員就業規則 大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則をいう。
 - (4) 市大短時間勤務教職員就業規則 大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則をいう。
 - (5) 移行無期雇用教職員 無期雇用教職員就業規則附則第4項又は第5項の規定によ

り無期雇用教職員となった者をいう。

(6) フルタイム有期雇用教職員給与規程 公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程をいう。

(7) パートタイム有期雇用教職員給与規程 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程をいう。

(府大無期雇用教職員等就業規則適用者の給料等の取り扱い)

4 無期雇用教職員就業規則附則第4項の適用を受ける移行無期雇用教職員(以下「再雇用以外の移行無期雇用教職員」という。)のうち、施行日の前日に府大無期雇用教職員等就業規則又は府大非常勤教職員等就業規則の適用を受けていた者(フルタイム契約職員(府大非常勤教職員等就業規則別表第2アに定める者であって、同規則第3条第4項に該当する者に限る。以下「専門役」という。)であった者を除く。)の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用教職員給与規程附則第4項及び第5項並びにパートタイム有期雇用教職員給与規程附則第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

5 再雇用以外の移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の施行日における給料は、施行日の前日に受けていた給料に府大無期雇用教職員給与規程第2条の例により加給を行った額とする。

(再雇用府大無期雇用教職員等就業規則適用者の給料等の取り扱い)

6 無期雇用教職員就業規則附則第5項の適用を受ける移行無期雇用教職員(以下「再雇用移行無期雇用教職員」という。)のうち、施行日の前日に府大無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者(専門役であった者を除く。)の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用教職員給与規程附則第4項及び第5項並びにパートタイム有期雇用教職員給与規程附則第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

7 再雇用移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の施行日における給料は、施行日の前日に受けていた給料とする。

(再雇用以外の移行無期教職員である専門役の加給)

8 再雇用以外の移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に専門役であった者の給料については、第3条の規定にかかわらず、無期雇用教職員就業規則第4条により再雇用されるまでの間、府大無期雇用教職員給与規程第2条の例により加給することができる。

(市大特定有期雇用教職員就業規則適用者の給料等の取り扱い)

9 移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に市大特定有期雇用教職員就業規則の適用を受けていた者の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用教職員給与規程附則第6項及び第7項の規定を準用する。

(市大短時間勤務教職員就業規則適用者の給料等の取り扱い)

10 移行無期雇用教職員のうち、施行日の前日に市大短時間勤務教職員就業規則の適用を受けていた者の給料等の取り扱いについては、パートタイム有期雇用教職員給与規程附則第7項及び第8項の規定を準用する。

